

消滅時効の在り方に関する 検討の補足資料②

監督指導による賃金不払残業の是正結果の推移

※対象事案は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払いに係る指導を行った結果、各年度の間、1企業で合計100万円以上の支払いがなされたもの。

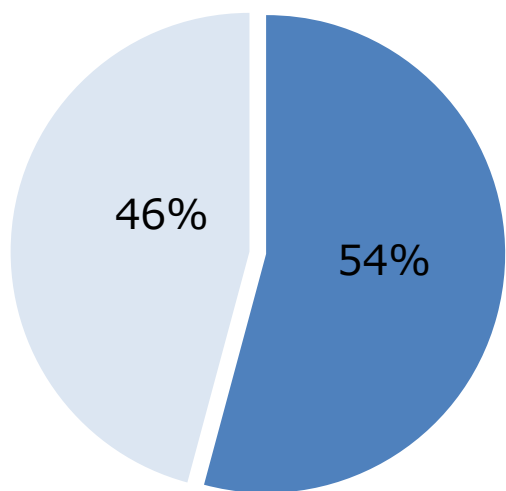
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
是正企業数	1,386	1,312	1,277	1,417	1,329	1,348	1,349
割増賃金合計額（円）	123億 2,358万	145億 9,957万	104億 5,693万	123億 4,198万	142億 4,576万	99億 9,423万	127億 2,327万
対象労働者数	11万 5,231	11万 7,002	10万 2,379	11万 4,880	20万 3,507	9万 2,712	9万 7,978
支払われた割増賃金の平均額（1企業当たり）	889万	1,113万	819万	871万	1,072万	741万	943万
支払われた割増賃金の平均額（労働者1人当たり）	11万	12万	10万	11万	7万	11万	13万

賃金等に関する紛争はどのくらい起きているか

【労働審判】

地方裁判所における新受件数
平成28年（速報値）

総数：3,414件
(平成27年 3,679件)



■ 金銭目的
(賃金手当、
退職金等)
1,850件
(平成27年
2,045件)

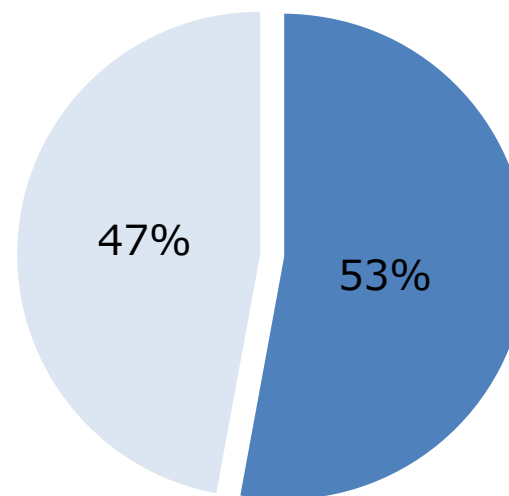
■ 金銭目的以外
1,564件
(平成27年
1,634件)

【労働訴訟】

地方裁判所における新受件数
平成28年

総数 (延べ件数)
：6,289件
(平成27年 6,115件)

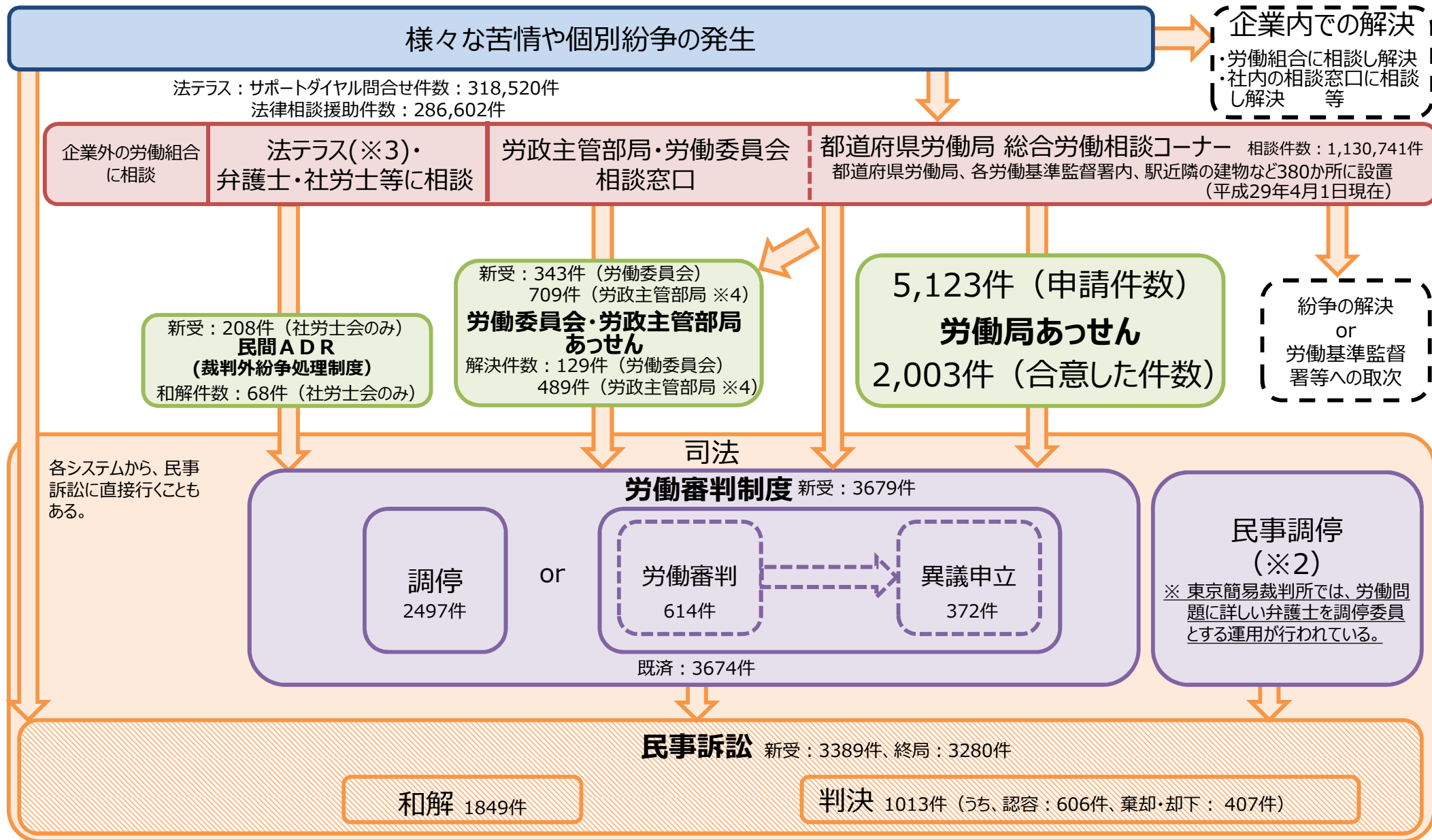
※労働関係民事通常訴訟に限る
※総数は、請求類型別の延べ件数
の合計である



■ 賃金等請求
3,326件
(平成27年
3,348件)

■ その他
2,963件
(平成27年
2,767件)

予見可能性の高い紛争解決システムの構築 / 現在の労働紛争解決システム全体のイメージ



(※1) 件数は、労働局関係は平成28年度、労働委員会・労政主管部局は平成27年度、社労士会関係は平成26年度、司法関係は平成27年のもの。

(※2) 労働関係の案件を含む民事調停の新受件数の総数は37,445件。

(※3) 正式名称「日本司法支援センター」。総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な機関。問い合わせの内容に合わせ、関係機関の相談窓口等を無料で案内すること(情報提供業務)や、無料の法律相談や弁護士・司法書士費用の立替え等を行っている。

(※4) 労政主管部局について、新受件数は埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県の6都府県の合計。

(出典) 法テラス白書平成27年度版、裁判所ウェブサイト、最高裁判所事務総局「司法統計」、平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況、『法律のひろば』68頁5号4頁「労働審判制度の概要と課題-制度開始10年目を迎えて」、中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」、中央労働委員会調べ 等